

## ● 1-1 通所リハビリテーション費

単位：円

項目	区分	1割負担	2割負担	3割負担	
① 通所リハビリテーション費	1時間以上2時間未満	要介護1	353	706	1,059
		要介護2	384	768	1,152
		要介護3	411	822	1,233
		要介護4	441	882	1,323
		要介護5	469	938	1,407
	2時間以上3時間未満	要介護1	368	736	1,104
		要介護2	423	846	1,269
		要介護3	477	954	1,431
		要介護4	531	1,062	1,593
		要介護5	586	1,172	1,758
	3時間以上4時間未満	要介護1	465	930	1,395
		要介護2	542	1,084	1,626
		要介護3	616	1,232	1,848
		要介護4	710	1,420	2,130
		要介護5	806	1,612	2,418
	4時間以上5時間未満	要介護1	520	1,040	1,560
		要介護2	606	1,212	1,818
		要介護3	689	1,378	2,067
		要介護4	796	1,592	2,388
		要介護5	902	1,804	2,706
5時間以上6時間未満	要介護1	579	1,158	1,737	
	要介護2	687	1,374	2,061	
	要介護3	796	1,592	2,388	
	要介護4	919	1,838	2,757	
	要介護5	1,043	2,086	3,129	
6時間以上7時間未満	要介護1	670	1,340	2,010	
	要介護2	797	1,594	2,391	
	要介護3	919	1,838	2,757	
	要介護4	1,066	2,132	3,198	
	要介護5	1,211	2,422	3,633	
7時間以上8時間未満	要介護1	708	1,416	2,124	
	要介護2	841	1,682	2,523	
	要介護3	973	1,946	2,919	
	要介護4	1,129	2,258	3,387	
	要介護5	1,282	2,564	3,846	

※当施設は基本的に太枠部分でプログラムを組んでいます。但し、送迎の距離・体力・経済的な理由等双方話し合いにより利用時間を決定します。

※負担割合に関しては、各自治体から発行される「負担割合証」を確認させていただき、負担割合証に記載の負担割合が適用となります。

● 1-2 通所リハビリテーション費等

項目	区分等		1 割負担	2 割負担	3 割負担
②加算延長  所要時間 7 時間以上 8 時間未満の指定通所リハビリテーションの後に連続して日常生活上の世話をを行う場合	(1)	8 時間以上 9 時間未満	50 円/回	100	150
	(2)	9 時間以上 10 時間未満	100 円/回	200	300
	(3)	10 時間以上 11 時間未満	150 円/回	300	450
	(4)	11 時間以上 12 時間未満	200 円/回	400	600
	(5)	12 時間以上 13 時間未満	250 円/回	500	750
	(6)	13 時間以上 14 時間未満	300 円/回	600	900
③リハビリテーション提供体制加算	(1)	3 時間以上 4 時間未満	12 円/回	24	36
	(2)	4 時間以上 5 時間未満	16 円/回	32	48
	(3)	5 時間以上 6 時間未満	20 円/回	40	60
	(4)	6 時間以上 7 時間未満	24 円/回	48	72
	(5)	7 時間以上	28 円/回	56	84
④-1 入浴介助加算(Ⅰ)	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行う。		40 円/回	80	120
④-2 入浴介助加算(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師等が当該利用者の居宅を訪問し、浴室における利用者の動作および浴室の環境を評価していること。この際、利用者の居宅の浴室が、利用者自身または家族等の解除により入浴が難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。</li> <li>・当該事業所の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が、医師との連携の下で、利用者の身体の状況や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。</li> <li>・上記の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行う。</li> </ul>		60 円/回	120	180
⑤理学療法士等配置加算	理学療法士等を専従かつ常勤で2名以上配置(1～2時間の場合のみ)		30 円/回	60	90
⑥リハビリテーションマネジメント加算  医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理	(A)イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リハビリテーション会議を開催し、当該計画について医師が参画している。計画の説明を理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行う。</li> <li>・当該利用者の居宅を訪問し、助言を行う場合。</li> </ul>	同意日の属する月から6月以内 560 円/月	1,120	1,680
	(A)ロ	上記(A)イの要件に加え、利用者毎のリハビリテーション計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のための必要な情報を活用していること。	同意日の属する月から6月以内 593 円/月  同意日の属する月から6月超 273 円/月	1,186  546	1,779  819

● 1-2 通所リハビリテーション費等

項目	区分等	1 割負担	2 割負担	3 割負担	
⑥リハビリテーションマネジメント加算  医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理	(B)イ	・リハビリテーション会議を開催し、当該計画について医師が参画している。計画の説明を医師が行う。 ・当該利用者の居宅を訪問し、助言を行う場合。	同意日の属する月から6月以内 830 円/月  同意日の属する月から6月超 510 円/月	1,660  1,020	2,490  1,530
	(B)ロ	・リハビリテーション会議を開催し、当該計画について医師が参画している。計画の説明を医師が行う。 ・当該利用者の居宅を訪問し、助言を行う場合。 ・計画書等に関するデータを、VISIT を用いて厚生労働省に提出している場合。	同意日の属する月から6月以内 863 円/月  同意日の属する月から6月超 543 円/月	1,726  1,086	2,589  1,629
⑦短期集中個別リハビリテーション実施加算		・理学療法士等が当該利用者に対して、退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合。 ・リハビリテーションマネジメント加算を算定していること←確認中	110 円/回	220	330
⑧認知症短期集中リハビリテーション実施加算  認知症の診断を受けた当該利用者に対して理学療法士等が3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合	(I)	・退院(所)日又は通所開始日から起算して3月以内の期間に、週2回を限度としてリハビリテーションを実施。 ・リハビリテーションマネジメント加算を算定していること←確認中	240 円/回 ※週2回が限度	480	720
	(II)	・退院(所)日又は通所開始日から起算して3月以内の期間に、月4回以上リハビリテーションを実施。 ・リハビリテーションマネジメント加算を算定していること←確認中	1,920 円/月	3,840	5,760
⑨生活行為向上リハビリテーション実施加算		・生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識や経験を有する作業療法士、生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士、言語聴覚士が配置されていること。 ・生活行為の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等を計画に定め、リハビリテーションを実施。 ・当該計画で定めたリハビリテーションの実施期間中及びリハビリテーションの提供終了日前1月以内にリハビリテーション会議を開催し、目標の達成状況を報告すること。 ・リハビリテーションマネジメント加算(A)・(B)のいずれかを算定していること。 ・通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が当該利用者の居宅を訪問し生活行為に関する評価をおおむね1月に1回以上実施すること。	1,250 円/月  ※利用開始日が属する月から6月以内	2,500	3,750

● 1-2 通所リハビリテーション費等

項目	区分等	1 割負担	2 割負担	3 割負担
⑩若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者に対して通所リハビリテーションを行った場合	60円/日	120	180
⑪栄養アセスメント加算 ※口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)及び栄養改善加算との併算定は不可	・当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。 ・利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が協同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。 ・利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	50円/月	100	150
⑫栄養改善加算	⑪の内容を実施したうえで、栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じて居宅を訪問すること。	200円/回 ※原則3月以内、 月2回限度	400	600
⑬口腔・栄養スクリーニング加算  ※1 ⑪・⑫及び⑭との併算定は不可 ※2 ⑪・⑫又は⑭を算定しており、(Ⅰ)を算定できない場合にのみ算定可能	(Ⅰ)※1 介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。	20円/回 ※6月に1回を限度	40	60
	(Ⅱ)※2 利用者が栄養改善や口腔機能向上加算を算定している場合に、 <u>口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い</u> 、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。	5円/回 ※6月に1回を限度	10	15
⑭口腔機能向上加算  ※(Ⅰ)と(Ⅱ)の併算定は不可	(Ⅰ) ・口腔機能が低下、またはそのおそれがある利用者に対し、口腔機能の向上を目的として、個別に行う口腔清掃の指導・実施または摂食・嚥下機能に関する訓練の指導・実施。 ・算定期間は3月以内。ただし、口腔機能の評価の結果、引き続きサービス必要と認められる場合は、延長が可能。	150円/回 ※原則3月以内、 月2回を限度	300	450
	(Ⅱ) 上記の取組に加え、 <u>口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し</u> 、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること	160円/回 ※原則3月以内、 月2回を限度	320	480
⑮重度療養管理加算	介護度3、4、5の者に対して計画的な医学管理のもと通所リハビリを行った場合(常時頻回な喀痰吸引、人工呼吸器、中心静脈注射、人工腎臓、重篤な心身機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している者、身体障害者程度4級以上かつストマー処置を実施、経管栄養、褥瘡に対する処置、気管切開等)	100円/回	200	300

● 1-2 通所リハビリテーション費等

項目	区分等	1割負担	2割負担	3割負担
⑯中重度者ケア体制加算	・前年度または前3月間の利用者総数のうち、要介護状態区分が3、4、5である者の占める割合が100分の30以上	20円/回	40	60
⑰送迎減算	送迎を行わない場合は、片道につき所定単位から減算する。	47円/片道	94	141
⑱移行支援加算	・通所リハビリテーションの提供を終了した者のうち、通所介護等を実施した者の占める割合が100分の3を超えている。 ・通所リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に電話等により、通所介護等の実施状況を確認し、記録すること。居宅訪問日から起算して3月以上継続する見込みであること。 ・12を当該利用者の平均利用月数で除して得た数が100分の27以上であること。 ・リハビリテーション修了者が通所介護等の事業所へ移行するにあたり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供すること。	12円/回	24	36
⑲サービス提供体制強化加算 ※加算要件に該当するものひとつのみ算定	(Ⅰ) 以下のいずれかに該当すること ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	22円/回	44	66
	(Ⅱ) 介護福祉士50%以上	18円/回	36	54
	(Ⅲ) 以下のいずれかに該当すること ①介護福祉士40%以上 ②勤続7年以上30%以上	6円/回	12	18
⑳科学的介護推進体制加算	以下のいずれの要件も満たすこと ・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	40円/月	80	120

● 2-1 介護予防通所リハビリテーション費

	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	2,053 円/月	4,106	6,159
要支援2	3,999 円/月	7,998	11,997

※利用開始の属する月から12月を超える月から以下の単位を減算する。(令和3年4月以降適用開始)

	1割負担	2割負担	3割負担
要支援1	20円/月	40	60
要支援2	40円/月	80	120

● 2-2 介護予防通所リハビリテーション費等

		1割負担	2割負担	3割負担
生活行為向上リハビリテーション実施加算	・リハビリテーション・生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識や経験を有する作業療法士、生活行為の内容の充実を図るための研修を修了した理学療法士、言語聴覚士が配置されていること。 ・生活行為の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等を計画に定め、リハビリテーションを実施。 ・当該計画で定めたりハビリテーションの実施期間中及びリハビリテーションの提供終了日前1月以内にリハビリテーション会議を開催し、目標の達成状況を報告すること。	562円/月 ※利用開始日が属する月から6月以内	1,124	1,686
若年性認知症利用者受入加算		240 円/月	480	720
運動器機能向上加算	運動機能向上マネジメントを行った場合に加算	225 円/月	450	675
栄養アセスメント加算	p4 ⑪と同様の算定要件	50円/月	100	150
栄養改善加算	p4 ⑫と同様の算定要件	200 円/月	400	600
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	p4 ⑬と同様の算定要件	20円/回 ※6月に1回を限度	40	60
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	p4 ⑬と同様の算定要件	5円/回 ※6月に1回を限度	10	15
選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 選択的サービスのうち2種類のサービスを複数回実施した場合 (運動器機能向上・口腔機能向上・栄養改善のうちの2種類)		480 円/月	960	1,440
選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 選択的サービスのうち3種類のサービスを複数回実施した場合		700 円/月	1,400	2,100
事業所評価加算 上記栄養改善・口腔機能向上・運動器機能向上加算に対し、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上になった場合、当該評価の次年度における事業所のサービス提供に加算		120 円/月	240	360

● 2-2 介護予防通所リハビリテーション費等

サービス提供体制強化加算 ※加算要件に該当するものひとつのみ算定	(Ⅰ)	以下のいずれかに該当すること ①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	要支援1 88円/月 要支援2 176円/月	176  352	264  528
	(Ⅱ)	介護福祉士50%以上	要支援1 72円/月 要支援2 144円/月	144  288	216  432
	(Ⅲ)	以下のいずれかに該当すること ①介護福祉士40%以上 ②勤続7年以上30%以上	要支援1 24円/月 要支援2 44円/月	48  88	72  132
科学的介護推進体制加算	以下のいずれの要件も満たすこと ・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 ・必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。		40円/月	80	120

3. 処遇改善加算について(1・2共通)

介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 基本サービス費(1-1、2-1)に各種加算減算(1-2、2-2)を加えた総単位数に4.7%を乗じた単位数を算定する。 (但し、区分支給限度基準額の算定対象外とする)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 基本サービス費(1-1、2-1)に各種加算減算(1-2、2-2)を加えた総単位数に2.0%を乗じた単位数を算定する。 (但し、区分支給限度基準額の算定対象外とする)
介護職員等ベースアップ等支援加算 ① 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること。 ② 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等に使用すること。 上記要件を満たした際、基本サービス費(1-1、2-1)に各種加算減算(1-2、2-2)を加えた総単位数に1.0%を乗じた単位数を算定する。 (但し、区分支給限度基準額の算定対象外とする)

4. 介護保険サービス費以外の利用料金表(1・2共通)

項目	料金	備考
食費	550円/回(非課税)	昼食代、おやつ代(食材料費及び調理費相当が含まれております) 体調や嗜好などにより、当日食事を摂らなかった場合でも請求となります。 ※食費は、確定申告の際の医療費控除の対象となっております
領収証再発行手数料	150円/枚	再発行手数料(領収年月日の確認及び「領収印」捺印の上、再発行します)
散髪代	実費負担	料金は散髪実施業者が決定します。
レクリエーション参加等参加費	実費負担	外出行事参加の際の食費等、都度お知らせ致します。